

消防計画

消防計画作成チェック表

統括防火管理〔該当・非該当〕

作 成 す る 内 容		作成チェック
第 1	目的と適用範囲	
第 2	自衛消防組織の編成及び任務等	
第 3	火災予防上の自主検査	
第 4	従業員等の守るべき事項	
第 5	放火防止対策	
第 6	防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検	
第 7	地震対策	
第 8	工事における安全対策	
第 9	消防機関への連絡、報告	
第 10	統括防火管理者への報告 〔 該当する場合 〕	
第 11	防火管理業務の一部委託 〔 該当する場合 〕	
第 12	防災教育	
第 13	訓 練	
第 14	その他防火管理上必要な事項	

別表 1	自主検査表（日常）	
別表 2	自主検査表（定期）	
別表 3	防火管理業務の一部委託状況表　〔 該当する場合 〕	
別紙 1	防災の手引き	
別紙 2	自衛消防訓練通知書	

- （備考） 1　作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し作成したものについて「✓」印でチェックしてください。
- 2　〔該当・非該当〕の欄は、どちらかを○で囲んでください。

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ_____部分に勤務等し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防隊長 [_____]

	火災発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡担当 _____	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 _____	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 (3) 屋内消火栓等を活用して消火する	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) 危険個所の補強等を行う
避難誘導担当 _____	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1・別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎日終業時	_____	
別表2	4月・10月	_____	

第4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。

第5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (2) 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して整備し、保存する。
- (3) 点検時以外で、不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

設備名		点検 時期 (6ヵ月毎)	機器点検
点検業者名			月、月
電話番号			総合点検 月

第7 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。

- (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気設備器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (5) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。
- ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる者に対し適切な指示を行うこと。
 - イ 避難にあたっては、身の安全を確保した後_____へ避難させる。
 - ウ 在館者等を避難場所（_____）へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合における対応措置
- ア 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容及び直ちに業務を中止することを事業所内の者に伝達する。
 - イ 防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

第8 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
 - (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
 - (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
 - (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。
-
-

第9 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
 - (2) 消防計画の変更の届出
 - (3) 用途変更により、防火対象物の内容を変更するときの「防火対象物使用開始届」
 - (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防署長に報告 _____年に _____回
 - (5) 改装工事時の「工事中の消防計画」
 - (6) 消火、避難訓練を実施する際の通報
 - (7) その他
-
-

第 10 統括防火管理者への報告

(1) 防火管理業務は、協議事項の定められている事項について統括防火管理者に報告する。

第 11 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を、別表 3 のとおりに委託する。

第 12 防災教育

(1) 従業員・新入社員等に別紙 1 の「防災の手引」を活用し、教育を行う。

対象者	実施者、実施時期、内容等
従業員及び新入社員パート	防火管理者が、「防災の手引き」を活用して、 ___月、___月の年___回及び必要の都度 防災教育を行う。

第 13 訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練	___月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	___月

その他

特定防火対象物は消火訓練、避難訓練を年 2 回以上実施する。
訓練を実施する際は、事前に別紙 2 により消防機関へ自衛消防訓練通知書を提出する。

第 14 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先 _____ TEL _____

附 則

1 この計画は、 年 月 日から実施する

別表 1

自主検査表（日常） ____月

検査実施者 _____

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無	ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気設備器具の異常の有無	吸殻の処理	倉庫等の施設確認	終業時の火気の確認	その他（トイレ内の可燃物等の確認）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者確認印	
----------	--

別表2

自主検査表（定期）

検査実施者 _____

実施項目		確認箇所	確認結果
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等はないか。	
	(4) 外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避難施設	(1) 避難通路	①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段	階段室に物品がおかれていないか。	
	(3) 避難階の避難口	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気設備器具	厨房設備 ガスストーブ、 石油ストーブ	使用状況は適正か。 周りに可燃物がないか。	
電気設備	電気器具	使用状況は適正か。 コンセント等にほこりがたまっていないか。 たこあし配線はないか。	
その他	危険物	危険物をみだりに存置していないか。 高温になる場所に置かれていないか。	
検査実施日		月 日 月 日	

防火管理
者確認印

（備考）検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表3

防火管理業務の一部委託状況表

(年 月 日現在)

在)

防火対象物名称				再受託者の有無
管理権原者氏名				<input type="checkbox"/> 無し
防火管理者氏名				<input type="checkbox"/> 一部有り
				<input type="checkbox"/> 全部
受託者の氏名及び住所等 (法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)				
			受託者が再委託する場合記入	
氏名(名称)				
住所(所在地)				
電話番号				
担当事務所				
電話番号				
〔教育担当者講習 修了者氏名〕				
〔講習修了証番号〕				
〔教育計画〕				
受託者の 行う 防火 管理 業務 の 範囲 及び 方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
遠隔 移 報 方 法	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	
	方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯		

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付すこと。

別紙 1

防災の手引き

[消防計画について]

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

[消火器について]

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

[火気設備器具について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

[危険物の取扱いについて]

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所を持って行きましょう。

[火災時の対応]

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

[地震時の対応]

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

[その他]

別紙 2

自 衛 消 防 訓 練 通 知 書

年 月 日			
白浜町消防長 様 防火管理者 職・氏名 印			
防火対象物の所在地	町	番地	
防火対象物の名称等		電話	—
「消防法施行令別表第一」	項 別	()	項
実施日時	年	月	日 時 分 ~ 時 分迄
訓練種別	1. 避難訓練	2. 消火訓練	3. 通報訓練
	4. 総合訓練	5. 消防用設備等取扱訓練	6. その他
参加人員	名	問い合わせ先	担当者氏名 電話 —
訓練概要(具体的に記入すること)			
消防職員又は消防隊の派遣の要否	消防職員 消防隊	要 否 要 否	要 請 車 両 の 種 別 ・タンク車 ・ポンプ車 ・はしご車 ・救急車
※ 受 付 印		※ 経 過 欄	

- 注 1. ※印欄は記入しないこと。
 2. 訓練計画書がある場合は、添付すること。
 3. 訓練種別、消防職員(消防隊)の派遣の要・否、要請車両の種別欄については、該当するものを○で囲むこと。
 4. 消防職員(消防隊)の派遣を希望する場合は、事前に連絡し打ち合わせを行ってください。
 5. 通報訓練をする場合は、**通報訓練の直前に消防指令センター(TEL0739-22-0119)**へ連絡して下さい。また、通報訓練の際は必ず冒頭に「通報訓練です。」とお伝えください。
 6. 本通知は FAX でも受付しています。FAX の送信は、次の管轄の消防署へお願いします。
 ◆白浜町消防本部 FAX (0739-33-9053)
 ◆日置川消防署 FAX (0739-52-3902)
 ◆すさみ消防署 FAX (0739-55-3902)